

平成25年 第3回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 6月21日 開会

美 瑛 町 議 会

平成25年第3回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程

平成25年第3回美瑛町議会定例会

平成25年6月21日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 号 美瑛町特別功労者の推薦について
- 第 5 議案第 7 号 美瑛町特別功労者の推薦について
- 第 6 議案第 8 号 美瑛町特別功労者の推薦について
- 第 7 議案第 9 号 美瑛町特別功労者の推薦について
- 第 8 議案第 3 号 専決処分について
- 第 9 議案第 4 号 平成25年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第10 議案第 5 号 平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第11 議案第10号 請負契約の締結について
- 第12 議案第11号 財産の取得について
- 第13 議案第12号 財産の処分について
- 第14 議案第13号 財産の処分について
- 第15 議案第14号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第16 議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第17 報告第 1 号 平成24年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第18 報告第 2 号 平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について
- 第19 報告第 3 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第20 報告第 4 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第21 報告第 5 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第22 報告第 6 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第23 意見書案第4号 季節労働者対策強化を求める意見書について
- 第24 議員の派遣について
- 第25 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町 長	浜 田 哲 君
副 町 長	塚 田 聡 仁 君
会 計 管 理 者	池 田 由 行 君
総 務 課 長	石 井 典 夫 君
政 策 調 整 課 長	中 山 勝 利 君
税 務 課 長	佐 藤 剛 敏 君
住 民 生 活 課 長	山 田 厚 誠 君
保 健 福 祉 課 長	藤 原 悟 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	中 島 二 郎 君
保 健 福 祉 課 参 事	田 中 繁 美 君
経 済 文 化 振 興 課 長	武 井 一 真 君
文 化 ス ポ ー ツ 推 進 室 長	鈴 木 貴 久 君
農 林 課 長	大 西 能 正 君
建 設 水 道 課 長	三 田 村 尚 樹 君
水 道 整 備 室 長	宮 崎 敏 行 君
町 立 病 院 事 務 局 長	太 田 茂 夫 君
総 務 課 長 補 佐	今 滝 毅 君
教 育 委 員 長	大 西 宣 充 君
教 育 長	千 葉 茂 美 君
管 理 課 長	後 路 宜 伸 君
図 書 館 長	三 井 浩 君
農 業 委 員 会 会 長	鹿 島 明 博 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	笹 倉 英 充 君
代 表 監 査 委 員	有 富 武 君
監 査 事 務 長	今 野 聖 貴 君

○書記

事務局長 前川光男 君
係長 高島和浩 君

開議宣告

○議長（齊藤 正議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番佐藤晴観議員と11番角和浩幸議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町税条例の一部改正について

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、佐藤税務課長。

（税務課長 佐藤 剛敏君 登壇）

○税務課長（佐藤剛敏君） おはようす。議案第1号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は1頁から6頁、条例改正の要旨は資料の1頁から2頁、新旧対照表は資料の3頁から14頁までとなっています。今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、美瑛町税条例の一部を改正するものです。改正の概要は、寄附金控除における特別控除の見直し、住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充、東日本大震災に係る特例措置の拡充、固定資産税は、納税義務者の除外、都市再生特別措置法に規定する協定倉庫にかかる割合、延滞金の割合に係る特例措置の見直し等です。最初に議案を朗読し、その後、改正内容のご説明をさせていただきます。

それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

続きまして資料になります。それでは、改正内容の資料の改正概要により、ご説明させていただきます。資料の1頁です。なお、文末の括弧内はそれぞれ該当する条となっています。また、改正に伴う新旧対照表は、資料の3頁から11頁までになりますのでご参照願います。

初めに（1）の寄附金控除における特別控除額の見直しです。現在、地方公共団体に対して寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により寄附金額のうち

2千円を超える額は全額控除できる仕組みとなっています。平成25年から復興特別税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しを行うこととされましたので、平成26年度からの各年度分の個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除を、復興特別所得税の軽減分だけ縮減することとしています。

次の、住宅借入等特別税額控除の延長、拡充です。個人住民税における住宅ローン控除を平成26年から29年度末まで4年延長するとともに、平成26年4月以降の控除額を拡充するものです。平成26年から平成29年までの入居者は、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除するものです。

次に、東日本大震災にかかる特例措置の延長、拡充ですが、東日本大震災から約2年が経過し、地震、津波及び原子力発電所の事故により被害を受けた居住用家屋に居住できなくなったものの相続人が、その家屋の敷地を譲渡した場合にかかる各種特例措置を適用できるものです。

次に、(2)の固定資産税特別土地保有税です。独立行政法人森林総合研究所の事業のうち、旧緑資源公団、平成20年に解散したのですが、それから引き継いだ特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業が廃止されたことにより、除外するものです。次に、都市再生特例措置法に規定する協定倉庫にかかる割合ですが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された管理協定に係る協定倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税の割合を規定するものです。

次に、(3)の延滞金の割合に係る特例措置の見直しです。現行制度における延滞金の割合は、納期限の翌日から起算して1カ月を経過する日までの期間は年7.3%、それ以降は年14.6%となっていますが、近年の低金利状況を踏まえ、国税において延滞税の割合の見直しが行われたことにより、美瑛町税条例においても納期限の翌日から起算して1カ月を経過する日までの期間を、特例基準割合プラス1%、現時点においては3%となりますが、それ以降は特例基準割合プラス7.3%、こちらは9.3%と見直しをするものです。その他の改正で、その他所要の関連規定の整備をするものです。

以上で、議案第1号の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

○議長(齊藤 正議員) 日程第3、議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、佐藤税務課長。

(税務課長 佐藤 剛敏君 登壇)

○税務課長(佐藤剛敏君) 議案第2号の提案理由のご説明をいたします。議案集は7頁、条例改正要旨資料は資料の15頁、新旧対照表は資料の16頁から18頁になります。今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、美瑛町都市計画税条例の一部を改正するものです。改正の概要は、土地再生特別措置法による協定倉庫にかかる割合についての規定するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、改正内容のご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、改正内容を資料の改正概要によりご説明させていただきます。資料の15頁です。先ほど美瑛町税条例においてご説明いたしました、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された管理協定に係る協定倉庫に対して課する都市計画税の割合を規定するものです。以下、附則第2項が加わったことにより各関連規定の整備を行うものです。

以上で、議案第2号の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。改正条例全文の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 美瑛町特別功労者の推薦について

○議長(齊藤 正議員) 日程第4、議案第6号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君登壇)

○町長(浜田 哲君) おはようございます。議案第6号から第9号は、美瑛町のまちづくりに大変ご厚労を頂きました4名の皆さま方を、特別功労者として推薦をさせていただくものです。よろしく願いを申し上げます。それでは、議案第6号の提案理由を説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

金田英行氏は、現在70歳ですが、皆さん色々な所でご存じだと思いますが、衆議院議員を4期12年間務められました。この間、北海道開発政務官、農林水産大臣政務官、衆議院財務金融委員長、農林水産副大臣を歴任され、国政の中心で重責を果たされました。また本年、旭日重光章を受章されています。我々のまちづくり、国にも色々な関係でお願いすることもありましたが、金田先生にはお力をいただいたことを心から感謝をするところです。以上です。よろしく願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤 正議員） 日程第5、議案第7号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 引き続き、特別功労者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

佐藤氏は、我々の大先輩でご活躍をいただきまして、今現在73歳です。美瑛町議会議員を8期32年間、この間、副議長1期4年間、議長2期8年間、監査委員1期4年間歴任されました。さらに美瑛町商工会副会長、旭川東地区納税蓄組組合連合会会長、北海道納税貯蓄組合連合会副会長、全国納税貯蓄組合連合会理事など、様々な分野でご活躍をされました。また、北海道社会貢献賞、美瑛町公職者3号、2号及び1号表彰を受彰されています。佐藤氏は、議員の先輩として、私も色んな面でご指導いただいた思いが強くあります。一時期体調を崩しましたが、先日前お元気な姿を見させていただいて大変喜んでおります。以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数です。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 美瑛町特別功労者の推薦について

○議長（齊藤 正議員） 日程第6、議案第8号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 引き続き提案をさせていただきます。特別功労者の推薦についてです。

(議案の朗読を省略する)

藤岡元議長は、現在75歳です。美瑛町議会議員として5期20年間、この間、議長2期8年間、総務財政常任委員会委員長、産業建設常任委員会副委員長を歴任されました。さらに、美瑛町農業委員2期、美瑛町農民同盟副委員長なども歴任され、ご活躍をいただきました。また、北海道社会貢献賞、美瑛町公職者3号及び2号表彰を受彰されています。藤岡元議長は、私も町長として、また議員としても色んな面でご指導いただきました。特に、農業関係に非常に明るいお方で、私も農業をまちづくりの柱にすると言いながらも、色んな面で農業の重要性、また農業をどう発展させるかご指導をいただいたことを強く印象に持っています。今後ともお元気ですから、ご活躍をいただけるものと期待をさせていただいています。以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひいます。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤 正議員) 日程第7、議案第9号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 引き続き、特別功労者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

遠藤氏は、現在73歳です。美瑛町農業委員を1期、美瑛町農業協同組合代表理事組合長を17年間、上川生産農業協同組合連合会代表理事会長、北海道農業協同組合連合会理事、ホクレン農業協同組合連合会代表幹事などを歴任され、ご活躍をされました。また、北海道産業貢献賞、美瑛町公益表彰を授与され、平成21年に旭日単光章を受章されています。遠藤会長は、美瑛町の農業、早坂、齊藤、そして遠藤と繋がる歴代組合長は美瑛町の農業、農協の運営、中心になってご活躍をいただいたところです。私も多くのご指導をいただき、また町政運営にご協力いただいたことを感謝しています。これからまたお元気でご指導いただけると期待をさせていただいています。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第9号の件を採決します。議案第9号、美瑛町特別功労者の推薦についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数です。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 専決処分について

○議長（齊藤 正議員） 日程第8、議案第3号、専決処分についての件を議題とします。本件の提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第3号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は9頁からになります。今回の専決処分は、平成25年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）を平成25年5月20日に専決しましたので地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。専決した補正の内容は、ホテルラヴニール前エントランス広場のうち、町が借り受けている芝生広場の約2分の1を購入するものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

次に、補正予算条文を朗読いたします。10頁になります。

(補正予算条文の朗読を省略する)

それでは、事項別明細書の歳出から説明をいたします。議案集の14頁をお開き願います。事項別明細書の歳出です。第7款商工費、第1項商工費、第4目交流促進施設費、補正額380万円の追加です。エントランス広場の用地の購入です。

次に、歳入について説明をいたします。12頁にお戻り願います。歳入、第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額380万円の追加です。平成24年度の決算による繰越額が確定いたしました。1億6712万円です。予算現額が3233万4千円ですので、財源保留額といたしましては1億3478万6千円ということになります。

11頁の第1表は、説明を省略させていただきます。以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。議案集の9頁から15頁まで、議案第3号本文と平成25年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) はい、11番角和です。本件エントランス広場整備事業ですが、購入されました用地の具体的な場所と面積、そして坪単価をお教えてください。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) おはようございます。エントランス広場前の用地ですが、先ほど総務課長の方から申しあげましたように、場所的には、ラヴニール前、花本呉服店側の道路からの部分に2筆ございます。そこを借り受けまして、町の雪遊び広場などのイベントに使わせていただいております。今回取得したのは、その2筆のうち、道路側でなく旭町寄りと言いますか中町寄りと言いますか、そちら側の用地を購入させていただきました。なお、面積は201.77平方メートル、坪に直しますと61坪強です。単価は、6万2千円弱ということ です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、角和議員。

○11番(角和浩幸議員) はい、わかりました。坪単価ですが、約6万2千円ですが、近隣の土地の単価と比べて安いのではないかなという印象を受けます。安いことに越したことはないと言えそうですが、適正価格があろうとも思いますし、周辺の取引に影響も出ないとも

言えないと思います。この単価で購入に至りました経緯をご説明いただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) ご指摘のとおり単価は、本年度、旭川信金さんの横の用地を同じように取得しています。この土地は、11万5千円弱の単価で契約をさせていただいたところです。なおこの物件は、5月の中旬に旭川の不動産業者とご購入を希望されている方が役場の方にみえまして、本通りの建築協定、併せて建築基準法等の照会で参ったところです。本町としては、以前からこの土地をお借りをしています。購入の意思を持っていましたので、その購入予定者の方、業者の方とその旨をお話をさせていただきました。そうしましたら、購入予定者の方も雪遊び広場等で使われていて、町の物件だと思っていた。ところがインターネットに出て、そういう経緯から、無理して取得して何かを建て、町が有意義な形で使っているものに対して影響を与えるため、ご辞退をいただいた経緯です。そんな形で単価ですが、この土地は200平米を超えています。先ほど申しました201平米ですから、公共用地拡大法という税金の優遇を使える形になっています。旭川信金横の物件は、そういう形がなく、税金の部分を調整させていただくこともありますので、今回の単価は、不動産業者が入った部分も含めて非常に安い単価になっています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、角和議員。

○11番(角和浩幸議員) はい、わかりました。では最後に今お話がありました、もう一筆、残りの2分の1の部分の購入に対するお考え方をお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) もう一筆は所有者が異なっています。今、買った方の土地は旭川の方がお持ちで、その方から昨年相続になりまして、長野県の方から今回取得しました。もう1筆は美瑛町在住の方で、過去の経緯ですが、この2筆は町としてああいう形で使わせていただいているので取得したい旨、色々交渉等を重ねてきたと聞いています。ただ、もう一件は、現在接触はしていませんので、今後推移を見ながら、なるべく取得の方向に向けていきたいと考えています。以上です。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで、議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第3号の件を採決します。議案第3号、専決処分についての件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって、議案第3号の件は承認することに決定しました。

日程第 9 議案第 4 号 平成 2 5 年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第 1 0 議案第 5 号 平成 2 5 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算に
ついて

○議長(齊藤 正議員) 日程第9、議案第4号、平成25年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第10、議案第5号、平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第4号の案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 議案第4号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集の16頁からになります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、事項別明細書の歳出から説明をいたします。議案集の21頁をお開き願います。事項別明細書の歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額186万9千円の追加です。2点ほどあります。一般管理事業として144万9千円の追加です。臨時、嘱託を含む女性職員の事務服の購入です。ジャケット、ベスト、スカートまたはズボン、こういった物で56着を予定しています。もう1点は、南町高齢者福祉住宅の訴訟事件に係る弁護士委託料として42万円の追加です。

第5目財産管理費、補正額1550万円の追加です。旧美田小学校の通路改修事業です。美田、大村、北瑛、五稜各行政区連名で、この旧美田小学校の通路の改修の要望がありました。ゲートボール場の縁石の改修、駐輪場の移設、そして町道から旧校舎の入り口までの通路の舗装のやり替え、それから駐車場の整備等です。

第7目地域振興費、補正額40万円の追加です。日本で最も美しい村推進事業の2015年世界大会が美瑛で開催されるので、その準備及び大会運営の視察のため、担当職員を派遣する

ための旅費です。

第12目諸費、補正額269万7千円の追加です。先ほど特別功労者を議決いただきました。この特別功労者の表彰式に係る費用の追加です。特別功労者認証式の式典の経費として38万7千円の追加、そして特別功労者の記念品、祝い金等で231万円の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額240万円の追加です。予防接種事業で、風疹感染予防接種ワクチン費用の助成です。1件当たり1万円程度かかると聞いています。その5分の4を助成します。対象者は300人を予定しています。

次に、23頁をお開きいただきたいと思います。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額9280万8千円の追加です。2点ほどあります。1点は、強い農業づくり交付金事業補助金です。機械購入等に伴う助成で、これは52件分ですが総額で7015万1千円、もう1点が追加的信用供与補助として2002万1千円、トータルで9017万2千円です。もう1点は、循環型社会システムの構築事業で、公共施設の花壇や芝生等の土壤改良試験、また下水汚泥の堆肥マニュアルの策定委託業務等の委託料です。

続きまして、第4目四季の交流館費、補正額8万9千円の追加です。四季の交流館の受水槽の清掃等の委託業務の追加です。

第3項林業費、補正額35万1千円の追加です。冬害による苗木の倒伏に係る根踏復旧修繕費です。町有林の管理事業です。

第8款土木費、第4項都市計画費、第3目公園費、補正額400万円の追加です。鉄西公園内の花壇が2つありますが、その花の植栽リニューアルの費用です。

第5項住宅費、補正額5300万円の追加です。中町団地、南町団地のそれぞれの駐車場の舗装等の整備です。

次に、25頁になります。第9款消防費、第1項消防費、補正額8890万4千円の減額です。大雪消防組合の負担金の減額、消防救急デジタル無線整備の単独分の財源組み替えに伴う負担金の減です。

続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、補正額46万円の追加で。スクールバスの修繕費です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、補正額53万円の追加です。丘のまちびえいまちづくり基金、寄附6件分の積み立てです。

次に、歳入の説明をします。19頁へお戻りいただきます。歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目土木費補助金、補正額2100万円の追加です。公営住宅の中町団地、南町団地の駐車場整備に係る補助金です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額9017万2千円の追加です。強い農業づくり交付金、歳出補正額と同額です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額53万円の追加です。まちづくり寄附金6件分の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額3819万8千円の追加です。前年度繰越金、24年度繰越額が1億6712万円、今回の予算現額が7053万2千円、したがって、財源保留額は9658万8千円になります。

第21款町債、第1項町債、補正額6470万円の減額です。まず総務管理債ですが、旧美田小学校の通路改修事業で1470万円の追加です。

第3目です。衛生債220万円の追加は保健予防活動推進事業債で風疹ワクチンの助成費、これの過疎ソフト分を充てるものです。

もう1点は消防債ですが、過疎対策消防施設整備事業債、救急デジタル無線整備のうち単独事業分が、過疎債から緊急防災減災事業債へ組み替えたことから減額するものです。

続きまして、第2表の説明を行います。18頁へお戻り願います。町債の総額から6470万円を減額するものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額6億360万円、変更後限度額5億3890万円、合計、変更前限度額10億4520万円、変更後限度額9億8050万円です。

17頁の第1表は説明を省略させていただきます。以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第5号の提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） おはようございます。議案第5号の提案理由のご説明を申し上げます。議案書の27頁をお開き願います。この度の補正は、美瑛町老人保健施設ほの香の指定管理に関し、指定管理者である社会福祉法人美瑛慈光会と町との間で締結している、美瑛町老人保健施設指定管理者基本協定に基づく事業利益が発生した場合の町への納付規定に基づき、その一部を町が収受することによる歳入の増額補正、これを財源として基金へ積立てを行いたく、歳出の増額補正をそれぞれお願いするものです。

それでは、議案条文を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。

歳出、第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目老人保健施設事業基金積立金、補正額258万5千円の増です。この積立金は、老人保健施設ほの香の施設及び設備の大規模な改修

などに備えるため、指定管理者からの収受金を財源に基金への積立てを行うため、増額補正をするのです。

次に、29頁をお開き願います。歳入のご説明を申し上げます。

歳入、第4款諸収入、第2項雑入、第1目雑入258万5千円の増の補正です。この施設運営事業利益の納付金は、美瑛町老人保健施設ほの香の平成24年度の運営において、約861万8千円の事業利益が生じたことに伴い、指定管理者である社会福祉法人美瑛慈光会との間で締結しています基本協定に基づき、施設運営事業利益の30%を納付する規定となっているので258万5千円を町が収受するものです。

前の頁、28頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略をさせていただきます。以上で、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これで、2案件の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項の総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで、2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第4号の総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第4号の総括質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。議案集の21頁及び22頁、はじめに平成25年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までの質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） はい、2番森平です。私、第2款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、予防接種事業について伺いたいと思います。風疹のワクチンは、今、様々なところで報道がなされていますが、先ほど対象者300人とおっしゃってましたが、具体的にどうの方が、今報道されているような危険性があるのか、その対象者はどれぐらいいらっしゃるのかがまず1点目と、もう一つが、独自に自治体で取り組みが始まっていると思うのですが、5割補助だったりする中で、8割補助とした理由をお聞かせいただきたい。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） はい、この度、社会問題化しています風疹の予防接種の一部費

用を助成させていただこうというものです。妊娠中のお母さんがこの病気にかかると、先天性風疹症候群という、産まれてくる子供さんに影響が出るので、それを未然に防ぎたいということです。保健予防の観点より、子育て支援の観点で助成をさせていただこうと考えています。対象者は、今年の4月1日現在、19歳から50歳未満の方を対象に考えています。なおかつ、子供さんを産みたい、産み育てたい女性の方を優先とさせていただいています。そして、その方のご主人なり、パートナーの方を想定しています。対象者は、この度の予算措置では約300人を予定していますが、対象者は、約1,500人位ですが、実際に接種をされる見込みは、約300人程度を見込んでいます。自治体によっては、女性の割合が全額であったり、昨日の富良野市のニュースを見ていると5割であったりするわけですが、美瑛町は、他の任意接種との整合性ですとか、その他色々考えまして、2割の自己負担をいただきたいというふうに考えております。全額負担しなかった理由は、ご自身のことから、ご自身の判断、自己決定、そして自己責任も多少残しながら、自分自身で判断をしていただきたいと考えています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、森平議員。

○2番(森平真也議員) 大変良い事業かなと思いますし、不安な方は一刻も早く受けたいと思うのと思うのですが、この補正を決定した後、この事業はいつからスタートできるのか、それから報道などで、既に受けてしまったという方々に対する措置というのはどういうふうになるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 藤原課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) この補正予算をお認めいただきますと、25年7月1日から事業を行いたいと考えていますが、現実、この風疹が社会問題化してきたのは、僕の記憶の中では4月の末ぐらいになります。もう既に予防接種をされている方もいらっしゃるかと思いますので、本年4月1日に遡って、接種が証明できる物をお持ちであれば、その方に対しても助成をしていきたいと考えています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、わかりました。これだけ話題になっていますので、報道によると、ワクチンが不足するのではないかという話も聞きます。町内、例えば町立病院で受けようといった時に、こういったワクチンは受けたい方が受けれるような量が確保されているかどうかを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○**保健福祉課長（藤原 悟君）** はい、一部の報道では、この風疹は都市部で流行っていることもあり、8月ぐらいにはワクチンが不足してくるのではないかと報道もされていますが、美瑛町としては町立病院とも連携させていただきながら、このワクチン接種を行っていきたいと考えています。今のところ、町立病院の方では必要量のワクチンは確保できていますので、大丈夫かなと思っています。

○**議長（齊藤 正議員）** はい、ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、11番角和議員。

○**11番（角和浩幸議員）** はい、11番角和です。私も同じく、第4款、第1項、第3目、風疹ワクチンの接種事業をお尋ねさせていただきます。私は非常に有意義な事業だなと評価させていただき立場です。1点お伺いいたします。風疹のワクチン事業第一義的には、妊娠されてる方の予防が1番大切になってきますが、それだけではなくて、風疹が広まる感染経路になってしまう周囲の方々、特に過去にワクチン接種を受けていない34歳以上の男性の予防と、風疹の感染を防ぐ意味では大切だと言われています。そういう意味では本件事業、大変有意義ですので広報を努めて、受けていただくことを広めていただきたいのですが、予定している300人を超えて希望者が出てくる場合もあり得ると思います。300人を超えて、希望者が出た場合の対応をお伺いします。

（「はい」の声）

○**議長（齊藤 正議員）** はい、藤原課長。

○**保健福祉課長（藤原 悟君）** 最初に申し上げましたとおり、この度は保健予防の観点よりも子育て支援の観点で助成を考えています。その中で、先ほども申し上げました対象者の要件なども一定程度、定めさせていただいていますが、受診される方も他にもいらっしゃると思っています。それを止めるわけではないので、おっしゃるとおり予定している300人を超える場合もあろうかと思っています。その場合には、また内部で協議をさせていただきながら、補正予算もお願いしながらと考えています。

○**議長（齊藤 正議員）** はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集の23頁及び24頁、第6款農林水産業費から第8款土木費までについての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、1番沢尻議員。

○**1番（沢尻 健議員）** はい、1番沢尻です。23頁の農林水産業費の中の強い農業づくり交

付金助成で、多分これは道助成金が全額だと思うのですが、道から町におりる段階で条件付きの助成金なんですか。どういう使い方、条件付きか、自治体や地域に任せるのか、どういう助成金かお聞きしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大西農林課長。

○農林課長(大西能正君) はい、強い農業づくり交付金の使い方ですが、農家個人の方の農業機械等の導入に活用できるものです。条件は、購入費に係る物の30%以内を助成をする。そこには条件がありまして、その補助金の額以上を借り入れすることが条件になっていますので、それ以外は自己資金です。この採択は、一定の農業経営の計画書を出していただいて、それに基づいて国で審査をし、決定をされています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、沢尻議員。

○1番(沢尻 健議員) 農家個々の中で話している中では、狭い条件付きの中身がありまして、トラクター自体もここまででなければならぬとか、作業機はこれは駄目だとか、色々な条件が付いてまわってる気がするのですが、窓口は振興局ですか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大西課長。

○農林課長(大西能正君) はい、これは国の間接補助事業として、農林省からの補助金ですので、それを北海道を通じて市町村に降りてきています。窓口は市町村になります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、沢尻議員。

○1番(沢尻 健議員) 振興機構ではないのですか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大西課長。

○農林課長(大西能正君) この補助金は、農林課が、美瑛町が窓口で行っております。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の25頁及び26頁、第9款消防費から第12款諸支出金までの質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の19頁及び20頁、歳入全款の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の16頁から18頁まで、平成25年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。議案集の27頁から32頁まで、平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。2案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、2案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第4号及び議案第5号の2案件の討論を終わります。

これから、日程第9、議案第4号の件を採決します。議案第4号、平成25年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第5号の件を採決します。議案第5号、平成25年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

10時45分まで休憩いたします。

休憩宣告(午前10時31分)

再開宣告（午前10時45分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第10号 請負契約の締結について

○議長（齊藤 正議員） 日程第11、議案第10号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件の提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。議案第10号の請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。議案集の37頁になります。公社営の畜産担い手育成総合整備事業、平成25年から29年の4カ年で実施するものですが、草地及び施設設置工事委託は、5月22日に公社と随意契約の仮契約を交わしており、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

参考資料として、工事内容、工期、その他で根拠法令を載せています。朗読は省略をさせていただきます。以上です。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数です。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 1 号 財産の取得について

日程第 1 3 議案第 1 2 号 財産の処分について

日程第 1 4 議案第 1 3 号 財産の処分について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 1 2 から日程第 1 4 まで、議案第 1 1 号、財産の取得についての件、議案第 1 2 号及び議案第 1 3 号、財産の処分についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第 1 1 号の提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） 議案第 1 1 号の財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。議案集の 3 8 頁になります。畜産担い手育成総合整備事業における農業用施設の購入は、5 月 2 2 日に随意契約の仮契約を交わしており、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

参考資料として、工事内容、工期、その他で根拠法令を載せています。朗読は省略をさせていただきます。以上で、議案第 1 1 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、課長そのまま。

次に、議案第 1 2 号の提案理由の説明を求めます。

大西農林課長。

（「はい」の声）

○農林課長（大西能正君） 議案第 1 2 号の財産の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。議案集の 3 9 頁になります。畜産担い手育成総合整備事業における農業用施設の処分は、5 月 2 2 日に随意契約の仮契約を交わしており、公益財団法人北海道農業公社から購入しました農業用施設を売り払い処分することを、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。

それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

参考資料として、処分目的、品目、期限、その他で根拠法令を載せています。朗読は省略をさせていただきます。以上で、議案第 1 2 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、課長そのまま。

次に、議案第13号の提案理由の説明を求めます。

大西農林課長。

（「はい」の声）

○農林課長（大西能正君） はい、議案第13号、財産の処分については、先ほどの説明のとおりです。議案集の40頁になります。

それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

参考資料として、処分目的、品目、期限、その他で根拠法令を載せています。朗読は省略をさせていただきます。以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） これで3案件の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3案件に関連する事項の総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第11号の質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に、議案第12号の質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に、議案第13号の疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。3案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、3案件の討論は一括行うことに決定しました。それでは、3案件の討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、議案第11号から議案第13号までの3案件の討論を終わり

ます。

これから、日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、財産の処分についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第13号の件を採決します。議案第13号、財産の処分についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

日程第16 議案第15号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

○議長(齊藤 正議員) 日程第15、議案第14号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更についての件、日程第16、議案第15号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第14号の提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 議案第14号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は41頁、改正に伴う新旧対照表は資料No.1の19頁になります。北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合同規約の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) 課長そのまま。

次に、議案第15号の提案理由の説明を求めます。

石井総務課長。

(「はい」の声)

○**総務課長(石井典夫君)** 議案第15号の提案理由のご説明を申し上げます。議案集は42頁、改正に伴う新旧対照表は資料No.1の20頁になります。議案第14号の提案理由と同様、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○**議長(齊藤 正議員)** これで、2案件の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項の総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。2案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、2案件の討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第14号及び議案第15号の討論を終わります。

これから、日程第15、議案第14号の件を採決します。議案第14号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第15号の件を採決します。議案第15号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 報告第1号 平成24年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第17、報告第1号、平成24年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件の提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長(石井典夫君) 報告第1号の内容を申し上げます。議案集は43頁になります。平成25年度に繰り越して執行することの議決を得た18事業を、地方自治法施行令の規定により報告するものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号は、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第18 報告第2号 平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(齊藤 正議員) 日程第18、報告第2号、平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件の提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

宮崎水道整備室長。

(水道整備室長 宮崎 敏行君 登壇)

○水道整備室長(宮崎敏行君) おはようございます。よろしくお願ひいたします。報告第2号のご説明を申し上げます。議案集46頁をお開き願ひます。平成25年度に繰越して執行する議決をいただきました事業を、地方自治法施行令の規定により報告するものです。以下、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号は、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第19 報告第3号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

○議長(齊藤 正議員) 日程第19、報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、三田村建設水道課長。

(建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇)

○住民生活課参事(三田村直樹君) おはよう。報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況について、議案の内容を説明申し上げます。議案集は48頁になります。先に議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。経営状況全般の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号は、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

日程第20 報告第4号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

○議長(齊藤 正議員) 日程第20、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。本件の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、武井経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 武井一真君 登壇)

○経済文化振興課長(武井一真君) 議案集の58頁をお開き願います。有限会社美瑛物産公社の経営状況について、ご説明をいたします。朗読をもってご報告いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。経営状況全般の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) 損益計算書60頁について伺いたと思います。私の経理の知識がなくて間違っていたらご指摘ください。2番目の売上原価ですが、私の記憶では売上原価は期首と期中を足して、期末を引いて売上原価がでるのではないかなと思うのですが、ここ全部足しているように思うのですが私の勘違いでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) 全部足すというふうに記憶をしています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、森平議員。

○2番(森平真也議員) 私の経理の知識からいきますと、売上原価は、この期でどれだけ売れたかということです。だから、当初から、また期中に買った物、最後に残った物を差し引いたのが、期中に売れた売上原価になると思うのですが、違うのでしょうか。

○議長(齊藤 正議員) 暫時休憩いたします。

休憩宣告（午前 11 時 24 分）

再開宣告（午前 11 時 40 分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後 1 時まで休憩いたします。

休憩宣告（午前 11 時 40 分）

再開宣告（午後 1 時 00 分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま審議中の報告第 4 号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件は、浜田町長より訂正したい旨の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 私の方から、ただ今、皆さん方に、森平議員にご指摘をいただきました決算等の内容、損益計算書の内容を訂正させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。資料をお渡しさせていただきましたが、まず一つは利益、現金と計算結果は、数字的に相違ないと確認をさせていただきました。間違っている数字は、仕入高、売上原価の仕入高ですが、期末の棚卸高も数字的には間違っていないです。仕入高の記入を帳簿から写し違えたところを訂正させていただきます。仕入高は、3485万3148円から4123万6776円に訂正させていただきます。帳簿の、損益計算書の正式なものとして提案をさせていただきます。間違いをいたしましたこと、大変お詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） お諮りします。ただ今審議中の報告第 4 号の訂正を許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第 4 号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件は、訂正を許可することに決定しました。改めて本件の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、武井課長。

○経済文化振興課長（武井一真君） 大変申し訳ありませんでした。ただ今から変更部分、美瑛物産公社の変更部分のご説明を申し上げます。60頁、追加で配布いたしましたものをご覧いただきたいと思っております。3損益計算書です。平成24年4月1日から平成25年3月31日まで営業損益の部です。（2）の売上原価の変更分をご説明を申し上げます。期首棚卸高41

0万3647円、仕入高、4123万6776円が変更になります。期末高、期末棚卸高319万1814円、4214万8609円になります。売上総利益4025万8637円は変更ありません。なお、総勘定元帳の物販の部と、それから続きまして飲食の部の参考資料をお付けしまして、写しですが、貸し方にピンクの蛍光ペンで記したものが二つ、それから残高が黄色の蛍光ペンで記してありますが、貸し方の物販292万999円と、貸し方、飲食27万815円を足したものを、これを合計したものが先ほど申し上げました、(2)の期末棚卸高319万1814円。

続きまして、黄色の同じく物販3295万1957円と飲食918万9652円、この二つを足したものが期末棚卸高の4214万8609円になります。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

(「はい」の声)

はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、訂正分かりました。今回、単純な転記ミスだと思うのですが、非常に単純なミスだと思うのですが、こういう監査体制、あるいはこのチェック体制は、どのように機能しているのかを少し疑問に持たざるを得ないんですが、そういった体制はいかなものなのかと、例えば税理士等の専門家のチェックは受けているのかどうか、これについて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、武井課長。

○経済文化振興課長(武井一真君) ご指摘をいただきました監査体制ですが、物産公社の監査は、数字的に監査経験の豊富な方をお願いをしています。ただ、今後こういうことのない、単純ミスですが、今後こういうことのないように、税理士が良いのか、例えば課内の体制チェックをもっと充実させる形がいいのか、役場全体でその辺の体制をとるのかも含めて今後検討したいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、わかりました。単純なミスですが、これは見方によっては、例えば決算書を改ざんするだとか、そういった不正にも繋がりがねないという要素は、大げさかもしれないですが可能性はあるのではないのかなど疑問を持たざるを得ません。今回のことで、こういった外郭団体の経理に疑問を持ってしまったのが私の印象です。この後にも、農業振興機構であったり、活性化協会もあるのですが、当初心配していたとおり、議会に見えない部分の経理が増えてくると、心配するものが大きくなるのですが、こういった団体、一般会計では

ない部分でも議会の関与がやっぱり必要なのではないのかなと思いますが、この考え方について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 間違えて何か言い訳するわけではありませんが、今回の部分は単純な間違いで、例えば帳簿の改ざんだとか利益の改ざん、棚卸の改ざんとか、そういったものは一切無いとご理解をいただきたいと思います。私からも、理事会等に今後のチェック体制を厳しくチェックするようにお話をさせていただきたいと思っています。議会との関わりであります。これは決算報告等をさせていただきますので、皆さん方にはご理解をいただける、今までのやり方であると思っています。ただ、議会の方で監査委員さんがおられるわけですから、こういった部分に対してのチェックに関わると、議会側でもしあるのであれば、私どもはこれを何か否定するものでもありませんので、その辺は皆さん方とまた協議していければなと思っています。そのようにご理解いただければと思っています。

○議長(齊藤 正議員) はい、他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号は、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

日程第21 報告第5号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

○議長(齊藤 正議員) 日程第21、報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件の説明を求めます。

(「はい」の声)

大西農林課長。

(農林課長 大西 能正君 登壇)

○農林課長(大西能正君) 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について報告をさせていただきます。議案集62頁になります。条文を朗読し、報告とさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

経営状況全般の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号は、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

日程第22 報告第6号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況
について

○議長（齊藤 正議員） 日程第22、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、武井経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 武井一真君 登壇)

○経済文化振興課長（武井一真君） 議案集の67頁をお開き願います。一般財団法人丘のまち活性化協会の経営状況について、ご説明をいたします。朗読をもって報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。経営状況全般の質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号は、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第6号の件は報告を終わります。

日程第 2 3 意見書案第 4 号 季節労働者対策強化を求める意見書について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 2 3、意見書案第 4 号、季節労働者対策強化を求める意見書についての件を議題とします。本件の趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、9 番穂積力議員。

（9 番 穂積 力議員 登壇）

○9 番（穂積 力議員） はい、9 番。朗読をもって提案にかえさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論をありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第 2 3、意見書案第 4 号の件を採決します。意見書案第 4 号、季節労働者対策強化を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数です。したがって、意見書案第 4 号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第 2 4 議員の派遣について

○議長（齊藤 正議員） 日程第 2 4、議員の派遣についての件を議題とします。本件は、地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び美瑛町議会会議規則第 1 2 7 条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。

本議会は別紙のとおり議員の派遣することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

日程第25 所管事務調査の申し出について

○議長（齊藤 正議員） 日程第25、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件は、総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から、所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。

本件は、各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので了承願います。

閉会宣告

○議長（齊藤 正議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成25年第3回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会宣告（午後 1時32分）

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成25年9月13日

美瑛町議会議長 齊藤 正

議員 佐藤 晴 観

議員 角 和 浩 幸